

NPO 法人ら・し・さ発行「書いて安心 ら・し・さノート 活用ガイド」民法改正に伴う修正箇所

★下記の「赤字部分」を、追記または読みかえて、ご利用ください★

NPO 法人ら・し・さ

ページ	本文 の行	現行	☆民法改正に伴うガイドの改訂☆	備考
P8	5	故人の口座からは引き出しができない	故人の口座からは引き出しができない(ただし2019年7月より「一定の限度で引き出し可」)	2019年7月より施行
P9	4	法律で決められた相続人全員の同意が必要です。	原則として法律で決められた相続人全員の同意が必要です。	2019年7月より、預貯金について一定の範囲で、全員の同意を得ずとも引出し可能となった。
P29	6	① 遺言書の全文を自分で書くこと (代筆やパソコン作成は不可)	① 遺言書は原則として自分で書くこと。(財産目録のみパソコン作成等は可)	財産目録のみ自書を要せず、パソコン作成やコピー添付が可能となった。ただし、その場合には財産目録部の各ページに署名押印を要する。
P29	17	自筆の遺言書は、まず家庭裁判所に持っていき、検認という手続きを受けなければなりません。	自筆の遺言書は。まず家庭裁判所に持っていき、検認という手続きを受けなければなりません(2020年7月から始まる「自筆証書遺言の保管制度」利用時を除く)。	2020年7月から、法務局で自筆証書遺言を預かる制度が始まる。預け入れの際、形式を確認するため検認は不要になる。
P30	欄外	全文を手書きする。	財産目録を除き、全文を手書きする。	
P41	本文 13行 目に 追加		下記を追加 ○法定相続分を超える部分の相続について、登記等をおこなわないと、第三者に権利を主張できなくなりました。	相続法改正により、899条の二で「登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗できない」ことが明記された。

★無断転載・無断引用不可

2019年1月15日現在